

アジア労働者との連帯

原 嘉彦

はじめに

1985年2月、「発展と新国際秩序」をテーマにインドのニューデリーで第1回アジア・太平洋労組会議が開催されたことは、アジアにおける労働組合の連帯行動を発展させるうえで大きな契機となった。この会議には、加盟する国際組織の違いを越えて多くの労働組合が参加し、採択した「宣言」を実行するための「アジア・オセアニア労働組合調整委員会」(第2回会議でアジア・太平洋に改める)を設置した。なお、第2回会議は、「発展・平和・安全保障をめざす地域協力」をテーマにフィリピンのマニラで開催されている。アジア諸国のさまざまな傾向の労働組合が結集し、常設の機関を設けて継続的活動を展開しはじめた意義は極めて大きいといえる。この背景には、「宣言」でも強調しているように、多国籍企業の搾取・支配の強まりとエスカレートする軍拡競争のもとで、主権侵害と貧困に反対するたたかいの高揚があったことはいうまでもない。しかも、この年の「プラザ合意」を契機に日本独占資本の東南アジア進出が急激に拡大し、また日米軍事同盟のもとでの日本の役割分担の拡大と軍国主義復活強化がすすみ、アジア諸国人民の前に新たな脅威となつてたち現われたのである。こうした情勢の新たな展開は、日本とアジア諸国の労働者の前に、共

同の課題をいっそう大きく提起している。

1. 大企業のアジア進出と連帯の条件

(1) 急増する東南アジア投資とその特徴

戦後における東南アジアへの海外直接投資は1950年代から始まるが、当初は重化学工業化に伴う鉄鉱石、石油などの資源確保を目的にしたものであり、60年代後半からは貿易収支の黒字基調と海外直接投資自由化措置の実施にともなう繊維、電機、機械など労働集約型産業の進出であった。だが、80年代後半以降それは大きく変化する。85年秋のG5＝「プラザ合意」による「円高・ドル安」への誘導によって、日本の大企業はそれまでのような輸出の持続的拡大が困難になり、国内的には「経済構造調整」、ME「合理化」を強行し、他方、それまでの主要輸出先であったアメリカやECへの直接投資を展開するとともに、東南アジア地域の低賃金を利用した新たな生産拠点・輸出拠点づくりを急拡大した。すなわち、ASEAN(東南アジア諸国連合)5カ国への直接投資額は、1987年から90年までの4年間(129億7300万ドル)で、それまでの4年間(36億6700万ドル)の3.5倍にも増大した¹⁾。こうして、従来の資源開発型・労働集約型はそのまま残しつつ、新たに加工組立型産業に重点を移行したのである。これにつれて中小下請企業の直接投資も急増した。また、不動産部門、金

融・保険部門、サービス部門への投資も著しく進行したのである。

ところで、日本の大企業が最大の利潤を求めて低賃金労働力の豊富なこの地域に生産拠点を移していくことは、必然的に国内産業の活力を減退させ、大量失業をつくり出すなど、産業「空洞化」を引き起す。もちろん一部の企業では、ASEAN 諸国の工業化の進展にともなって、機械設備・原材料など資本材の輸出の拡大で当面は潤っているが、進出企業のなかで原材料の現地調達割合が高まれば、それだけ国内での生産が縮小していくのは確かであろう。また、今日の ASEAN 諸国への投資の拡大は、低賃金利用による第三国への輸出を主な目的にした生産拠点づくりであり、ASEAN 域内での購買力の拡大＝域内消費市場の形成をめざしたものではない。したがって、日本企業の投資と生産が大きくなればなるほど、輸出相手国との貿易不均衡が強まるであろうし、同時に、ASEAN 諸国での国民の不満と労資の対立も激しさを増すであろう。今日の投資拡大は、こうした要因を進行させているということでもある。

(2) 大企業の利益とアメリカのアジア戦略に奉仕する ODA

ところで、日本独占資本のアジア諸国への直接投資は、ODA（政府開発援助）によって支えられている。ODA は多国籍企業の活動を支えるためのインフラ整備とともに、進出先国の支配層の政治的立場の強化とその経済的利益をはかることに重点がおかれている。歴史的にみれば、わが国の ODA・経済協力のアジア偏重が形づくられたのは、ベトナム戦争の泥沼化のなかでアメリカがアジアにおける反共防衛線の再構築のために、日韓基本条約（1965年）や ASEAN の結成（1967年）などをすすめた時期であった。日本の経済援助と投資によって東・東南アジア

諸国の政権の安定と結束をはかるというアメリカの要請によるもので、それを受けて65年以降アジア諸国への日本の ODA は急増した。70年代に入ってから、パクス・アメリカナの弱体化にともなってアメリカの戦略援助を補完（肩がわり）する形でアジア以外の地域にも広く広がっていくが、アジア偏重の傾向は持続されている。つまり、日本の ODA の特徴は、アメリカの戦略援助を補完するものであるとともに、日本独占資本の海外進出を助成するものだということである²⁾。したがって、日本の多国籍企業のアジア進出は、アメリカのアジア戦略のもとでの日本の役割分担という政治的枠組みに依拠して進められているということである。

わが国の ODA は地理的利益と歴史的経緯によってアジアなかでも ASEAN に大きく傾斜しているが、たとえば1990年度についてみれば、59.3%がアジア地域に集中し、さらにその5割強は ASEAN 6 カ国（含ブルネイ）が占めている。その中味は、「贈与」43.5%、「政府貸付」（円借款）56.5%であり、「政府貸付」だけに限れば全体の70.7%がアジア、その6割が ASEAN 5 カ国（ブルネイはゼロ）へと、さらに集中度は高まる。こうした傾向は、90年度に限らず一般的でもある³⁾。つまり、わが国の ODA・経済協力は極めて「商業主義的色彩」⁴⁾ が強いのが特徴である。すなわち、「経済協力」費全体に占める ODA の比率が OECD の開発委員会加盟20カ国平均より著しく低く、より商業的要素をもつ「その他の政府資金」(ODF)や「民間資金」(PF)の比率が高くなっている。また、ODA のなかでは「贈与」の比率が著しく低い。しかも、「贈与」の約半分を占める「無償資金協力」の実施にあたっては、他の借款同様、計画から成約、実施のすべてにわたって日本のコンサルタント会社や商社が関与し、被援助国の国民の利益よりも

特集・東アジア経済と日本の労働者

大企業の利益に役立てられている⁵⁾。

(3) 経済進出の諸結果

多国籍企業の搾取・支配の拡がりの結果、ASEAN 諸国における国民生活はきわめて深刻な事態を引き起している。その第1は、一次産品の下落である。多国籍企業による世界市場支配の強まりと工業化の進行にともなって一次産品の価格が下落・不安定化し、先進工業国の景気動向によって深刻な打撃がくりかえされている⁶⁾。第2は、そうしたなかで農村の窮乏と農民層の分解・離村、人口の都市流入がすすみ、都市では人口の膨脹と都市環境の悪化、スラムの増大が深刻化している。第3は、環境破壊の深刻化である。その一つは産業廃棄物による汚染であり、重金属・廃油などの危険物から生ゴミまで多くは未処理のままドラム缶で野積みされ、また工場廃水として河川や運河に棄てられ、河川や水田などの汚染をすすめている。第4は、大気汚染の拡がりである。工業化の進展にともなう工場、発電所、交通・輸送による排ガスと鉛の放出量が増大し、健康被害を深刻化している。これらの公害・環境破壊の多発は、ASEAN 諸国が従属的な工業化を進めるために公害規制を緩くしていることと、それに乗じた進出企業の利潤第一主義によるものであり、現地住民との対立を深めている⁷⁾。

2. アジア労働者との連帯の課題

(1) 多国籍化した大企業への民主的規制

国際連帯の基本は、まず日本の労働者自身みずからの要求を真剣にたたかう姿勢を確立することであるが、その要求はまた、アジア労働者が直面する諸課題と深くかかわっている点でとくに重要である。

まず問題になるのは、東南アジアにおける極度の低賃金を利用した企業内下請分業によって、

欧米諸国への輸出や日本への逆輸出をすることの影響である。かつて大企業の職場では NIES などのコスト切り下げが強行され、さまざまな手段が用いられた⁸⁾。ASEAN 諸国への本格的進出は、放置すればその劣悪な賃金・労働条件との競争を名目にした厳しい「合理化」攻撃、操業短縮、工場閉鎖など、産業「空洞化」を一段と進めることにもなりかねない。したがって、まず雇用保障と賃上げ・時短を中心にした労働条件の抜本的改善および権利擁護のたたかいをすすめるとともに、それとあわせて、①海外投資およびそれと関連する事業所の統廃合、国内生産の輸入への切り替え、外国企業との提携、②大量人べらし「合理化」、労働時間・勤務体制の変更、不安定雇用への切り替えなど、大企業の海外進出と労働者・労働組合への影響について、資料の公開と事前協議制の確立による民主的規制を強めていかねばならない。なおその場合、地域経済に否定的影響を及ぼす問題については、利害関係をもつ地域諸国体や自治体にも同様のことを確立することも必要である。

次に、このような大企業に対する規制を効果的に実現するためには、国民生活関連分野での資本投資と雇用拡大の推進、中小下請け企業の労働条件改善と労働基本権確立を基礎にした経営安定のための大企業への規制、経済運営や税制の民主的改革など、国と自治体における経済民主主義の前進が必要である。なおこれとあわせて、農業問題や民族資源の問題についての資本主義的効率主義の誤りを改めさせ、自主的経済基盤と地域経済を守る見地にたつ政策を確立していくことも必要である。

最後に、以上のような多国籍企業に対する民主的規制を実現するうえでは、軍国主義と政治反動をおしすすめる個々のあらわれに反対するとともに、その根源である日米安保条約の廃棄

の課題が必要である。

(2) 国内で雇用される外国人労働者の同権と均等待遇の実現

アジア労働者との直接的な連帯の課題の一つは、国内で雇用されている外国人労働者の不平等を改める取り組みである。今日、アジア諸国では、多国籍企業の進出によって引き起された生活の窮迫のため、日本に出稼ぎに出る労働者の数が急増している。法務省入国管理局の調べによれば、短期出稼ぎ型外国人労働者の新規入国者数は、1987年（6万9183人）から91年（11万3519人）までの5年間で1.64倍に増大した。就労目的で入国しようとして資格外のため入国を拒否された人数も、同期間に4151人から2万7137人へと6.5倍に急増している。また、滞在期限を過ぎた不法就労労働者数は、法務省の推計では91年5月1日現在で27万8892人に達し、1年前の1.7倍、2年前より2.6倍と急増傾向にある。これら外国人労働者の圧倒的多数は、アジア系外国人である。

在留資格をもつ外国人労働者には、労働条件の均等待遇、労働組合の加盟権、社会保障制度の適用が認められている。だが、日本政府が「単純労働者」の受け入れ拒否の政策に固執しているため、適法者の数倍にのぼる不法就労労働者は、入管法令優先、公務員の通報義務（刑訴法239条、入管令62条2項）、一般国民の通報者への報償金制度（入管令66条）などによって、適用されるべき労働法規⁹⁾も全く空文化されている。このため、不法就労労働者は全くの無権利な状態で、低賃金、中間搾取、監禁、強制売春、疾病・災害の無保償など、極めて憂慮すべき事態に追い込まれている。したがって、国内で雇用される外国人労働者に関しては、次の諸課題を実現するためのたたかいが必要である。

① 外国人労働者の公的受け入れ秩序の確立、

および受け入れ体制の整備。

② 現存する不法就労外国人労働者についての人権擁護と均等待遇の優先、一定の条件や期間を設けたうえでの特別在留資格の付与。

③ 在留が非合法な外国人労働者（不法就労労働者）についても、自国の労働者と同等の待遇をあたえるよう定めたILO143号条約（「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約」1975年、14カ国批准、日本未批准）や、国連の「すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」（略称「移民労働者保護集約」1990年、日本未批准）の批准。

(3) 多国籍企業の搾取・支配下にあるアジア労働者との連帯

いま一つの課題は、多国籍企業の帝国主義的経済進出を規制することであり、その第1は、発展途上国の利益を尊重する立場からのODAの民主的改革と累積債務の解決への協力である。わが国のODAはOECDの開発委員会のなかからも厳しい批判が出されているように、最貧国には少く、経済インフラが中心で基礎的生活分野は少く、圧倒的に借款が多いなど、独占資本の利益に奉仕するものとなっている。また、アメリカの世界戦略を補完するものとなっており、親米政権を維持する政治謀略的支出という特徴を備えている。そして、それらの借款は膨大に累積し、「発展途上国と低開発国のほとんどは世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行からの借入金の返済に輸出収入の60%をさいている」¹⁰⁾とともに、IMFの介入を余儀なくされている。したがって、ODAの民主的改革のためにたたかうとともに、累積債務の解決に協力することが必要である。

特集・東アジア経済と日本の労働者

第2は、進出企業の技術革新に関するたたかいへの連帯である。進出企業での技術革新について、現地の労働組合からは次のような批判が提起されている。「失業者と半失業者の大量を擁している国で…多国籍企業が…おこなう技術革新は、雇用を減らす結果を招き」、「競争力の弱い中小資本家を置き去りにして、絶対必要というわけでもないプロジェクトに乏しい外貨を流出させ、工場閉鎖や雇用の減少を招いている」¹¹⁾と。この問題に対するたたかいへの支持は、わが国でのME「合理化」に反対するたたかいとも共通する課題を含んでいる。

第3は、労働組合の権利の擁護である。輸出加工地区や自由貿易地区では、「多国籍企業が経済的優遇ほしいままにしているだけでなく、労働法の適用からまぬがれて、ところによっては労働組合の活動を禁じている」¹²⁾し、また、いくつかの国では労働組合法や労使関係法によって労働組合の活動にさまざまな制限や圧迫を加えている¹³⁾。このため、1987年の第2回アジア・太平洋労組会議ではILO条約87号（結社の自由、団結権保護）、98号（団結権、団体交渉権）の批准と履行を要求する運動を全地域で起すことが提案されている。この二つの条約は、わが国ではすでに批准されているが、いまだ批准されていない公務員の労働基本権にかかわる105条約（強制労働禁止）を批准させるたたかいとともに、共同のたたかいとしてすすめることが必要であろう。

第4は、反核、軍事同盟破棄、中立をめざすたたかいである。多国籍企業の民主的規制と新国際経済秩序を確立してゆくためには、発展途上国に対する政治的・軍事的支配をやめさせることが必要である。前記会議でスリワスタバ書記は、核兵器問題、「国際的同盟に縛られ」ての各国での軍事費の増大とそれによる経済発展の

阻害、主権の侵害などにふれつつ、「この地域に多国籍企業がますます浸透していることはたんなる経済的現象ではない」と、指摘している。これらの指摘は、日米安保条約の存続・強化とはあいられないものであり、日米軍事同盟の破棄、独立、非核、非同盟・中立、民主、生活向上のたたかいの国際的意義を明らかにしてゆくことが重要である。

(注)

- 1) 大蔵省資料——美並二郎「最重要な生産拠点としてのASEAN」『経済』1991年11月号 P.92。
- 2) 工藤晃「帝国主義の新しい展開」P.153～P.155。新日本出版社1988年。
- 3) 佐中忠司「日本のODA援助の特質(上)」『経済』1992年10月号 P.65。
- 4) 同前 P.61。
- 5) 同前 P.69～P.72。
- 6) 美並二郎「ASEANにみる日本企業の実態(1)」『経済』編集部編『日本企業海外進出の実態』P.170～P.172。新日本出版社1988年。
- 7) 田坂敏男「タイ・第五のドラゴンのジレンマ」『経済』1991年11月号 P.112。美並二郎「最重要な生産拠点としてのASEAN」『経済』1991年11月号 P.98。
- 8) 鉄鋼大手5社の「中期経営計画」(1987年) 参照、『鉄鋼』新日本出版社1990年。
- 9) 「労働関係法令が国籍をとわず、また不法就労であるか否かを問わず適用される」とした1988、1.26労働省通達。
- 10) 第2回アジア・太平洋労組会議でのスリワスタバ書記の報告。統一労組懇『世界労働情報』1987年夏季号。
- 11) 同前。
- 12) 同前。
- 13) 小林康二「海外レポート東南アジア、低賃金労働力求め進出」『労働運動』1993年4月号 P.69、P.73。

(会員・九州産業労働科学研究所)

